

第 号
年 月 日

債権譲渡承諾書

（譲渡人） 殿
（譲受人） 殿

年 月 日に提出された 年度 契約第 号 債権譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議をとどめて、文京区標準契約約款 工事請負第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことをしてはならない。
- 2 発注者が支払う請負代金額は、発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 3 発注者は、債権譲渡後も、譲渡人との協議により、工期、契約金額その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は発注者に対して異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 4 譲渡人及び譲受人は、別紙債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

文京区長